

# 金融商品のセールスにつながる！ 相続税対策の5大アドバイス

代表的な相続税対策を5つあげ、アドバイスや商品提案のポイントについて解説する。

アドバイスその1

## 相続対策に 効果絶大な 生命保険を活用する



**お** 客様に最もよく知られてい  
る相続対策は、生命保険の  
活用だろう。その最大のメリッ  
トは「500万円×法定相続人の  
数」という非課税枠があること。  
つまり、生命保険に加入するだけ  
で節税効果を得られることだ。

例えば、父・母・子2人という  
一般的な家庭があるとすると、父が  
被相続人になることを見据え、生  
命保険契約をするケースだ。

この場合、父を契約者（保険料  
負担者）かつ被保険者に、受取人  
を妻または子にしておけば、法定  
相続人が妻と子2人なので、15  
00万円（＝500万円×3人）  
までの保険金が非課税となる。

さらに、保険料を納付すること  
で現金資産を減らせるため、相続  
財産を単純に圧縮できるという効

果もある。

**資産内容や契約形態を  
考慮して検討してせう**

保険金に関しては、相続税以外  
にも課税が生じることがある。課  
税の有無は、保険料負担者と受取  
人の関係によって決まる（左表）。

相続対策として生命保険に加入す  
る場合は、契約形態を考慮する必  
要があることを伝えよう。

例えば、先の例において契約者  
を子・被保険者を父・受取人を子  
という契約にすると、被保険者が  
亡くなった際の死亡保険金は「子  
の一時所得」とみなされ、所得  
税・住民税が課される。

一時所得は、総収入金額から必  
要経費（保険料の累計額）や特別  
控除額（他に一時所得がない場合

は50万円）を控除した額の2分の  
1（勤続5年以下の役員等を除  
く）が、他の所得（給与所得な  
ど）と合算されて課税される。  
ただし「相続税の税率が30%を  
超える」と見込まれるなら、この  
所得税・住民税を支払っても有効  
なケースはある。所得税・住民税  
の合計税率は最高55%なので、実  
質的には最高27・5%で済む。つ  
まり総支払税額を引き下げること  
ができるのだ。

その際、契約者となる子に現金  
を贈与して保険料を支払えば、暦  
年課税の非課税枠110万円を活  
用しながら、親の資産を減らすこ  
とができる。この場合は贈与の証  
拠を残し、子が保険料を負担した  
事実を明確にしておくことを勧め  
たい。

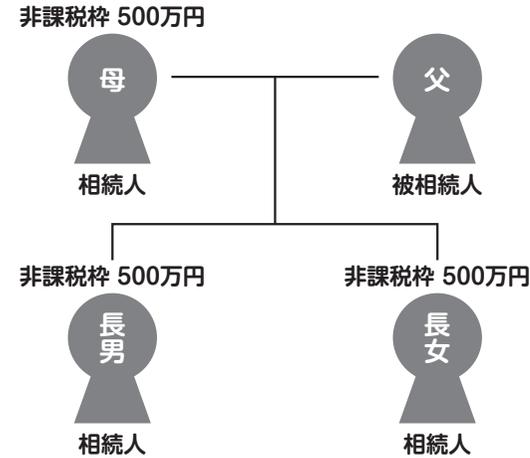
「特定の子に多くの財産を遺し  
て、他の子への代償分割の費用に  
充てたい」といった希望のほか、  
内縁の妻や自分の介護をしてくれ  
た子の配偶者など「法定相続人で  
ない人に現金を遺したい」といっ  
た希望がある際には、遺したい人  
を受取人とした契約が有効だ。

### ポイント① 生命保険の死亡保険金には非課税枠がある！

生命保険の  
非課税枠

500万円 × 法定相続人の数

例えば…



死亡保険金1500万円までの  
生命保険契約が非課税に

本ケースの家族の場合、法定  
相続人が母・子2人なので、  
500万円×3人分＝1500万円  
までの死亡保険金が非課税に  
なる。払い込む保険料の総額分が  
現金資産の減少となり、相続財  
産の圧縮にもつながる。

### ポイント② 契約形態に注意してうまく活用しよう！

死亡保険金は、条件によって相続税以外の税の課税対象となる。表のように、契約者・被保険者・受取人の契約形態によって、課される税の種類が異なるので注意。

契約形態	契約者の例	被保険者の例	受取人の例	税の種類
契約者・被保険者が同じ人	父	父	子	相続税
契約者・受取人が同じ人	子	父	子	所得税
それぞれ異なる人	母	父	子	贈与税

例えば…

被保険者＝父、契約者・受取人＝子という契約形態にした場合、死亡保険金は一時所得とみなされ所得税・住民税が課される。ただし、相続税の税率が30%を超えるケースなどでは、所得税・住民税を最大税率分まで支払っても、税金の総支払総額が減らせる場合がある。